

■平成26年度 第3回新潟市社会福祉審議会

日時： 平成27年3月25日（水）午前9：30～

会場： 市役所本館5階 全員協議会室

（司会）

定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第3回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます福祉総務課の遠藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、配付資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配付してあるものと、先日郵送し、ご持参いただいたものがございます。

本日机上配付させていただきました資料から確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。

次に、社会福祉審議会委員名簿がございます。裏面には、本日の座席表が掲載されております。

次に、今回の会議におけます「意見について」が1枚となっております。本日の会議終了後に委員の皆様から、何か意見等がいただけるようであれば、後日このご意見の提出用紙またはメールにより事務局へご提出いただきたいと思います。

そのほか、障がい者福祉計画がございます。

続きまして、事前に送付させていただきました資料の確認をお願いいたします。

資料1-1は「平成27年度当初予算事業説明書 福祉部」、資料1-2は「生活困窮者自立支援事業の概要」、資料1-3は「平成26年度補正繰越事業」でございます。

資料2は、「障がい者福祉専門分科会における主な意見と市の考え方」でございます。

資料3は、(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例に関する資料でございます。

資料4は、障がい者手帳の統一に関する資料でございます。不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしかったでしょうか。

本日は32名の委員のうち、現在は25名の委員の皆様がご出席されております。新潟市社会福祉審議会条例第4条第3項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。なお、本日も会議録作成のため録音させていただきますことをご承知おきください。

本日の議事に入ります前に、議事内容について概略をご説明させていただきたいと思っております。配付資料の次第をごらんいただきたいと思います。次第に議事が掲載されておりますが、「平成27年度の福祉部の主要事業について」は、主に福祉施策の平成27年度の主要事業について、各課から簡単に説明させていただきます。

そのほか、報告として「専門分科会での意見について」です。こちらは、前回の8月27日の全体会以降に開催した専門分科会の議事について、所管課から説明するものです。以上が、本日の議事・報告内容でございます。

それでは、これより丸田委員長を議長とし、議事を進めさせていただきます。丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田秋男委員長)

委員の皆様おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

はじめに、平成27年度の福祉部の主要事業についてです。内容については、事務局から説明をしていただきます。なお、ご質問については、各課の説明がすべて終わりましたから質問をお受けしますのでどうぞよろしくお願いいたします。では事務局、よろしくお願いいたします。

(福祉総務課長)

おはようございます。総務課長の外山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。はじめに、私から福祉部全体の予算も含めてご説明させていただきます。お配りしてあります資料1-1「平成27年度当初予算事業説明書」をごらんください。1ページの歳入についてです。一般会計は551億8,098万5,000円。前年度比は12億3,592万3,000円の増となっております。また、国民健康保険事業会計などの特別会計を含めた合計では、2,272億9,706万円と前年度に比べて114億5,327万円の増となっております。

次に、2ページをごらんください。歳出になります。部全体ですと、一般会計1,088億2,117万8,000円、前年度と比べまして7億6,370万1,000円の増となっております。特別会計を加えました総額になりますが、一番下、2,809億3,489万8,000円と前年と比べて109億7,869万3,000円の増となっております。ここには記載されておりませんが、市全体の一般会計予算は3,645億円ということで、福祉部が占める割合は歳入で約15%、歳出では約29%の割合となっております。

本日、審議会の所管する福祉関連事業について説明をさせていただきます。表には保険年金課の事業も含まれておりますが、その部分については省略させていただきます。

福祉総務課所管分について説明いたします。1ページの歳入です。福祉総務課の行になりますが、歳入予算143億5,594万9,000円。前年度と比べまして、6億2,295万5,000円の減となります。

2ページの歳出になりますが、同じく福祉総務課の行、歳出199億2,114万4,000円。前年と比べて5億778万円減となっております。減の主な要因といたしましては、歳入・歳出とも、臨時福祉給付金の事業費が減になったことによるものです。

続きまして、福祉総務課所管の主要事業について説明いたします。大きな変更のあった

事業を中心に行いたいと思います。3ページをごらんください。

一番上の「生活困窮者自立支援事業」でございます。事業費としては8,141万6,000円となっております。これにつきましては別にお配りしてあります資料1-2について、その全体を説明させていただきたいと思います。A4横の資料1-2をごらんください。一番左側に「包括的な相談支援」ということで、相談支援事業として5,000万円の予算を計上しております。これにつきましては生活困窮者、さまざまな課題を抱える方がいらっしゃると思いますが、そういう方が新潟市パーソナルサポートセンター、もしくは各福祉事務所に初めに相談に行ってください。そうした中で、法テラスとか生活保護といったかたちで案内できるものはそこで案内をさせていただきます。

なお、継続的に支援が必要な方がいた場合は自立相談支援事業、パーソナルサポートセンターでさらに詳細な内容をお聞きしまして、居住確保支援もしくは就労支援等で個々の課題に応じた支援プランを立てさせていただいて、本人の状況に応じた支援を継続的に自立相談支援事業として行っていくということでございます。

居住確保につきましては失業等で住居を失う恐れのある方についてはアパートを提供したうえで、就労の支援を行っていきます。

また、何らかの事情があって就労ができない方については就労準備支援というかたちでの支援を行っていきます。緊急的な支援としては、これはホームレスになりますが、一時的に住居等が必要な方には住居を提供する。子どもの支援として学習支援を行っていくという事業を全体として生活困窮者自立支援の制度の展開として新潟市は考えております。

3ページをごらんください。臨時福祉給付金事業でございます。これは、今年度に引き続き、27年度においても消費税の増税の影響を緩和するためということで、低所得者に対して給付するもので、26年度は1万円でしたけれども、27年度は6,000円を給付するというものでございます。

地域交流活動助成事業につきましては、高齢者等が気軽に集まれる場所を住民等のボランティアによって展開していただくという、いわゆる地域の茶の間と呼んでおりますが、そうしたことを展開するグループに対する助成を行います。

次の4ページをごらんください。高齢者等あんしん見守り活動事業につきましては、高齢者が地域で安心して暮らせるようにということで、電気・ガス等の事業者が地域での活動を通じて異変を感じた場合に地域包括支援センター等へ異常を連絡して、安否の確認を行うというネットワークの構築とか、夏と冬において公的サービスを利用しない一人暮らしのお年寄りなどの健康指導を行うために、各区に配置されている保健師が巡回して見守り指導を展開するというところでございます。

保健福祉サービスの利用支援につきましては、認知症高齢者や知的・精神障がい者の判断能力に疑問のある方が地域で安心して暮らせるためにということで、社会福祉協議会でそうした支援事業を行っておりますが、それに対する助成になります。

福祉総務課の予算の大部分を占めます生活保護扶助費になりますが、27年度は、月平均

で8,941世帯、12,100人の生活保護を見込んだ予算となっております。

以上が、福祉総務課の予算の概要になります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続きまして、こども未来課にお願いいたします。

(こども未来課長)

こども未来課の小沢でございます。それでは私から資料1-1の、1ページにお戻りください。まず、当初予算の総括となります。歳入の一般会計、2段目です。予算総額は約134億円。前年度と比較いたしまして約4,800万円、率にして0.4%減となっております。減額の主な要因といたしましては、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の国庫補助金、これは今年度、先ほどの臨時福祉給付金と同様に子育て世代に対して児童1人当たり1万円を今年度は支給しましたが、新年度は3,000円と減額になったことが主な要因でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。歳出総額は216億円、前年度と比較いたしまして約1億円、率にして0.5%増でございます。増額の主な要因といたしましては、先ほどの子育て世帯臨時特例給付金が大きく減額となっており、増額の要因としましては、こども医療費助成、子ども・子育て支援新制度の実施に伴いまして、私立幼稚園の運営関連、放課後児童クラブの運営・施設整備関連などにより増額となっております。

それでは、個々の主な事業につきまして説明をさせていただきます。資料1-1、5ページを開いてください。はじめに「こどもに関する相談体制の拡充」の2つ目、乳児院の管理運営についてです。これは本市初、県内でも2番目となります乳児院を4月に開院できる運びとなり、その運営管理にかかる経費でございます。乳児院は、基本といたしまして0歳から2歳までの保護者のない子どもや保護者から適切な養育を受けられない子どもを保護者に代わって養育する施設でございます。

定員は15名で、近年施設養護におきましても家庭的な雰囲気の中で養育を行っていくことが求められており、1グループ5名を養育の1つの単位といたしました小規模グループケアを3つ設けて児童を養育していくほか、隣接の児童相談所や里親会との連携により、入所児童や保護者などの専門的なケアに取り組むとともに、里親や養育に困難を抱える家庭の支援を行う拠点となります。

6ページの「子育て家庭への支援」で、子育て世帯臨時特例給付金給付事業です。これは先ほども歳入の総括で説明させていただいたとおり、本年度に引き続き国の講ずる臨時的な給付措置として、児童1人につき1万円を3,000円に減額して支給するものでございます。本年度と比較いたしまして、臨時福祉給付金同様支給額が減額になったことと、臨時福祉給付金と併給できる点が大きな変更点でございます。対象児童といたしましては今年度より4,200人多い約95,000人を見込んでおります。

妊産婦及び子ども医療費の助成についてです。子ども医療費助成については非常に市民の皆様から拡充要望の多い制度でございまして、このたび入院につきましては中3から高3まで、通院につきましては小3から小6まで拡充を図るものでございます。実施は、9月を予定しております。

7ページをお開きください。「多様な保育サービスの提供」で施設型給付事業（1号認定）についてです。これは、子ども・子育て支援新制度により、未就学の子どもさんにつきましては、これまで幼稚園、保育園に通っていますけれども、1号認定は、幼稚園につきましては新制度に移行しないという選択もあるんですけれども、新制度に移行する幼稚園に通う場合には認定を受けるというかたちになり、幼稚園部分が1号認定、保育園は3歳以上が2号認定、0、1、2歳が3号認定になってございます。

今後の私立幼稚園につきましては、大まかに説明いたしますと、これまでは県の私学助成と市からの幼稚園就園奨励費補助の2本立てによって運営してまいりましたけれども、今後新制度に移行する幼稚園につきましては、市からの施設型給付に、基本的には一本化して運営していくというかたちになってございまして、国・県から一括市のほうで補助金等を受け入れて、それを市が一本化して幼稚園に給付するというかたちになりますので、そういったことから予算が大幅に増額となっております。平成27年度におきましては、認定子ども園と私立幼稚園の41園中19園が新制度に移行する予定となっております。

利用者負担軽減事業（1号認定）についてです。これも、子ども・子育て支援新制度への移行に伴うものでございます。私立幼稚園、認定子ども園の保育料につきましては、これまでは各園が自由に設定しておりましたけれども、新制度に移行する園につきましては国の基準額を参考に各市町村が設定をする利用料を徴収する、いわゆる保育園の保育料と同様に市で利用料を設定するというかたちになります。国の基準額は示されておりますけれども、国の基準額については全国の保育料等の平均額を設定したものでございまして、本市のこれまでの幼稚園の保育料の平均額につきましては、国の平均額を下回っております。そうしたことから、本市が国の基準額どおりに保育料を設定いたしますと、実質利用者負担が値上げというかたちになりますので、新制度に移行する園については、利用者の負担が増えないように、国が定める基準額と比べて減額を行っております。保育園の減額も行っておりますが、それに相当する軽減率につきましては28.3%の負担軽減を図っております。

一時預かり事業補助金（幼稚園型）につきましては新制度の移行に伴うものでございまして、これまで県が行っておりました私立幼稚園、認定子ども園が実施している一時預かり事業に対する補助を本市が行うものでございます。

「安心してすごせるこどもの居場所の整備」の1つ目、放課後児童の健全育成についてです。放課後児童クラブにつきましても、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、施設の整備や質の改善、指導員の数など質の改善を図ることとしており、これまで小学校3年生までを基本としておりましたが、全小学生を対象を拡大し、4月からすることにしてお

ります。これまでは国のガイドラインにより運営してまいりましたけれども、4月以降につきましては市町村が定める基準条例を昨年10月に本市が策定しておりますが、この条例により運営していくこととしております。

質の改善部分といたしましては、職員配置について、これまで児童45人に職員2人を配置しておりましたが、それが40人に2人で、有資格者の配置を原則としております。それに加え、児童1人当たりの面積につきまして、これも国のガイドラインにより1人当たり1.65㎡でございましたが、1.65㎡以上については変わりませんが、これまで施設の延床面積で割ってございましたものを、普段児童が過ごすことのできる場所でない玄関や事務室などを除いて純粋に児童の居場所でカウントすることとしております。

ひまわりクラブの施設整備でございます。児童数につきましては毎年増えてございます。先ほど説明の対象年齢の拡大、専用区画面積の1.65㎡の厳格化により、施設整備が必要となっております。それに加えまして、子ども・子育て支援新制度の移行を踏まえて一昨年10月から11月にかけて実施しました、ニーズ調査により、それを元に予測いたしますと、平成31年度までに54施設の整備を見込んでおります。施設の整備につきましては、平成27年度から5年間を計画期間といたします、子ども・子育て支援事業計画「新すこやか未来アクションプラン」に必要な量の見込みを盛り込み、計画的に施設整備を進めていきたいと考えており、平成27年度につきましては54施設中12カ所において施設を整備してまいります。

8ページをごらんください。「児童福祉施設の整備」、児童福祉施設等整備事業費補助金についてです。これにつきましては、先ほど説明の乳児院より年齢が上の、おおむね18歳未満の児童を養育する施設であります児童養護施設、これは現在、社会福祉法人が西区に設置しております新潟天使園がございまして、この施設につきましては昭和39年建築と老朽化が著しいため、法人のほうで大規模修繕を行います。それに併せまして、家庭的養護を進めるために、養育単位の小規模化に対応した施設整備を行いますことから、それに要する費用の一部を補助するものでございます。

資料1-3「平成26年度2月補正繰越事業」をごらんいただきたいと思います。この部分につきましては国の今年度の補正予算により、早期、かつ有効的な取り組みに対する地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用いたしまして実施するものでございまして、当課では3事業でございます。

子育て支援情報発信アプリ整備事業につきましては、子育て関連の情報などの発信に近年普及が著しい携帯情報端末、スマートフォンなどを活用しようというものでございまして、専用アプリを提供することにより、外出先等でも容易に子育て情報にアクセスできる環境を整備しようというものです。各種イベント情報や子育て支援制度、予防接種や健康診断のスケジュール管理、保育園入園状況、施設の概要や地図、電子父子手帳などの閲覧ができるほか、利用者に登録していただくことで、例えば予防接種や健診時期など、これは数多くございますけれども、適切な時期に直接通知するという機能を搭載することを考

えてございます。

子育て世帯支援商品券支給事業は、子育てにかかる負担を軽減するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、15歳以下の全児童、これは児童手当の支給対象とイコールになりますけれども、児童1人当たり3,000円の商品券を支給するものでございます。支給開始時期は9月を予定しておりまして、支給対象児童数は約105,000人を見込んでおります。

放課後児童クラブ地域連携モデル事業です。現在、放課後児童クラブにおきましては、地域の子どもは地域で見守るモデルといたしまして、今年度から2区3地域におきまして地域コミュニティ協議会により運営していただいております。このモデルを今実施しているモデルよりもスムーズなかたちで全区に拡大しようというもので、1年間をかけ、今実施している2区3地域のモデル事業につきましてはいきなり切り替えたものですから、今回は1年間時間をかけまして事務引き継ぎを行うとともに、コミュニティ協議会から普段放課後児童クラブで行っていないような活動についてご支援いただくことを考えてございます。このモデル事業につきましては平成28年度に放課後児童クラブの公設のひまわりクラブについて指定管理者の更新時期にかかっていますので、28年度から単独運営を目指すコミ協さんにつきましては、この機会において事務引き継ぎを行っていくことを考えてございます。予算といたしましては、各区2コミ協程度の実施を予定しておりまして、3月から各区の自治協議会やコミュニティ協議会に順次説明に入りたいと考えております。

以上、こども未来課の主な事業について説明させていただきました。引き続き、子ども・子育て支援につきまして、ご理解と支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続いて保育課、お願いいたします。

(保育課長)

保育課でございます。それでは資料1-1にお戻りいただきまして、1ページをごらんください。保育課の欄になりますけれども、当課の歳入予算の総額は133億4,107万2,000円で、前年度を比べまして、16.2%増となっています。これは、主に子ども・子育て支援新制度の開始に伴う国負担金や県負担金の増によるものでございます。

歳出予算は、総額211億192万6,000円、前年度と比較いたしますと1.5%増となっております。主な理由といたしましては、入園児童数の増加に伴う私立保育園への委託料の増加や私立保育園建設費補助の増額などによるものでございます。

主な事業についてです。8ページをごらんください。はじめに、保育事業の充実についてです。平成27年度の施設数につきましては、保育園は市立保育園が新たに3園開設して125園、公立が87園で合計212園となります。また、認定こども園は3園が開設し、16

園となるほか、子ども・子育て支援新制度で新たな事業として実施される地域型保育事業では定員 19 人以下で0歳から2歳までの子どもを保育する小規模保育事業を3園で実施します。また、乳児保育や延長保育の拡大を図るとともに、引き続き一時預かりや休日保育を実施し、保育ニーズに対応してまいります。

食物アレルギー対策や保育士の研修の拡充など、保育の質の向上を図ります。

次に、保育料の軽減についてです。保育が必要な子どもにかかる保育料につきましては国の基準に比べまして、約 25 億 3,000 万円あまり、31.2%を市独自で負担することで保護者への負担軽減に努めます。

地域子育て支援センター事業は、親子で自由に交流できる場を提供して、保護者同士の仲間づくりの促進や子育て相談に応じることで、子育てに対して不安や孤独感の解消を図るために設置を進めているものでございます。今年度は昨年度と同じく、44カ所で実施してまいります。

次のページに移りまして、病児デイサービスにつきましては、病気や病気回復にお子さんを医療機関に併設された施設でお預かりするもので、27年度は西区に新たに1カ所整備し、9カ所で実施してまいります。

認可外保育施設補助事業は、認可外保育施設や事業所内保育施設 27カ所に対しまして、運営費の補助を行うものです。

保育園の施設整備は、私立保育園や認定こども園6園の施設整備に対して助成を行い、保育環境の整備を図るものでございます。

以上、保育課の説明を終わります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。それでは障がい福祉課、お願いいたします。

(障がい福祉課長)

おはようございます。障がい福祉課です。それでは障がい福祉課の関連予算をご説明させていただきます。

資料1-1をごらんください。障がい福祉課の歳入予算は、99億558万5,000円で前年比3.6%増となっております。また、歳出は176億7,098万円で2.6%増となっております。歳出の増の主な理由としまして、ヘルパー派遣やグループホーム、通所施設利用などの介護給付等事業、就労支援事業の増などによるものです。歳入は、介護給付等の増に伴います国、県の負担金が増加したことによるものです。

主な事業については、資料の9ページをごらんください。強度行動障がい者（児）支援職員育成事業では、県主催の強度高度障がい者（児）の専門研修にかかる参加費用を助成するとともに、新たに市単独で実際に支援する施設での研修の場を設け、強度行動障がい者（児）に対して適切に支援できる事業所及び職員の育成を行ってまいります。

次のページに移りまして、日常生活用具給付費では、新たに人工鼻を対象に加えます。人工鼻は喉頭癌などにより咽喉を全摘出した方が行うシャント発声法という発声にかかる器具で、その購入費用を助成することで日常生活の便宜を図り、障がい者の生活を安定させ、障がい者の社会参加を促進していきます。

障がい者基幹相談支援センター事業では、今年度10月に障がい者基幹型の相談支援センターを4カ所に再編いたしました。その相談事業につきまして障がい者（児）に対する基本的な相談支援に加えて、新たに施設や病院から地域移行・促進にかかるコーディネーターや権利擁護・虐待防止にかかる啓発活動、研修などを行う障がい者基幹相談支援センターとして4月から相談支援体制をさらに強化し、障がい者、障がい児が安心して地域で暮らせる体制を整えていきます。

12ページに移りまして、児童発達支援センター整備事業です。児童発達支援センターは、児童福祉法の改正により、通所による療育事業、相談事業、保育園や幼稚園への障がい児への援助・助言を行うものですが、本市では「ひしのみ園」という通所施設の敷地内への増築移転により、「幼児ことばとこころの相談センター」を統合し、本市の療育支援体制の強化を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う新潟市立児童発達支援センター、愛称を「こころん」とすることに致しましたが、このセンターを4月1日から設置いたします。なお、センターの整備にあたりまして、整備事業として26年度より2カ年の継続費を組み、今年度は増築工事を、来年度は現ひしのみ園の老朽改修を実施することとしておりましたが、老朽改修中に施設が使用できないことが判明したため、老朽改修工事中は増築した部分を現ひしのみ園が使用することとし、工事終了まで、夏ごろを予定しておりますが、それまでは「幼児ことばとこころの相談センター」は引き続き現在の水道町で分室として業務を運営いたします。

次に、資料1-3をごらんください。こちらは、2月の補正の繰越事業になります。農業を活用した障がい者雇用促進事業としまして、人手不足の農家と就労を希望する障がい者を結びつけるコーディネーターを2名配置するとともに、農作業を障がい施設などに委託した農家へ助成金制度を新設し、障がい者の就農を促進していきます。

障がい福祉課の説明は以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続きまして高齢者支援課、お願いします。

(高齢者支援課長)

それでは、高齢者支援課の主要事業について説明をいたします。資料の1ページの当初予算総括表をごらんください。歳入の一般会計の高齢者支援課は、5億6,000万円余、前年度との比較で約4億9,500万円、46.9%の減となっております。また2ページの歳出合計をごらんいただきますと、33億7,400万円余で、前年度比約5億650万円、13.1%の減

となっております。この減額な主な理由は、平成 27 年度から始まる第 6 期介護保険事業計画で定めた施設整備計画に基づき、特別養護老人ホーム等の整備数が減少することによるものです。

次に、介護保険事業会計の当課所管分です。1 ページ歳入合計は 8 億 9,700 万円余で前年度比約 1,600 万円、1.9%の増となっております。歳出合計は、11 億 4,400 万円余、前年度比 3,400 万円余り、3.1%の増となっております。増加の主な理由は、生活支援コーディネーターの増員や地域包括支援センターへの委託料の増など地域支援事業の増加によるものです。

主要事業につきましては、一般会計分が資料の 12～14 ページまで、介護保険事業会計分が 19～21 ページまで記載しております。

はじめに、一般会計から説明をさせていただきます。12 ページをお開きください。高齢者支援課の高齢者の生きがいくりの推進についてでございます。シニアはつらつにいがた総おどり事業は今年度から開始した事業ですが、予想以上のご好評をいただき、参加された方々からも自ら普及に協力したいというご要望をいただいたことから、指導者養成講座を開始するとともに、東アジア文化都市関連事業として積極的にイベントに参加していくことを予定しております。

13 ページの 2 段目をごらんください。地域における相談・支援体制の充実の高齢者虐待防止事業についてです。一時的な保護施設の確保や相談員の配置などを引き続き実施するとともに昨今の要介護施設での虐待案件の増加に対応するため、施設従事者向けの研修を充実させてまいります。

次に、高齢者を地域で支えるモデル事業です。このたびの介護保険制度改正における予防給付事業の見直しを視野に入れ、今年度から実施しておりますが、住民組織や NPO など 26 団体から地域での見守り活動や介護予防事業に取り組んでいただいております。来年度はこの 26 事業の継続とともに、新たに拡充を図るため、追加募集を行う予定としております。拡充分としては今年度と同程度、各区 2～3 団体の追加を見込んでおります。

次の、地域包括ケア推進モデルハウス事業は、昨年 10 月に東区紫竹に開設したもので、運営を河田瑠子氏が代表を務める団体、「実家の茶の間」に委託し、週 2 回の常設型地域の茶の間の開催を中心に事業を展開しております。この事業の全市展開を目指し、27 年度は更に 3 カ所の増設を予定しています。

次の、むすびあい手帳作成普及事業は、昨年 11 月から全市域で配布を開始しており、在宅高齢者と家族、医療、介護関係者の連絡、情報共有ツールである「むすびあい手帳」の普及を推進するものです。今年度は 6,000 冊を作成し、既に在庫が少なくなっている状況から約 12,000 冊の増刷を行い、利用促進を図ってまいります。

14 ページをごらんください。中段の介護サービス基盤の充実についてです。平成 23 年度から開始した広域型特別養護老人ホームをはじめとする集中的な施設整備の完了を受け、第 6 期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域密着型サ

ービスを中心に据えた小規模の施設によるきめ細かな介護基盤整備を実施する予定としております。

小規模特別養護老人ホームについては、定員 29 人以下の特別養護老人ホームを 1 カ所整備する予定としております。

次の、認知症高齢者グループホームについては、認知高齢者の増加を受け、これまでの倍にあたる 2 ユニット、定員 18 人の施設を 3 カ所整備することとしております。

小規模多機能型居宅介護拠点施設を 5 カ所、認知症対応型デイサービスセンター 1 カ所を整備するほか、整備費のかからない広域型特別養護老人ホームに併設されているユニット型の短期入所施設の特養への転換を進めることとしております。

次に、介護保険事業会計についてご説明をいたします。19 ページをごらんください。

高齢者生活支援コーディネーター配置事業は、介護保険制度における新しい総合事業において地域主体の生活支援サービスのニーズを把握し、担い手の養成やサービスの創出、関係者のネットワーク化を行うことを目的に配置するものです。今年度各区 1 名ずつを配置しておりますが、来年度は更に拡充を行うこととしております。

次に、20 ページをご覧ください。認知症地域支援体制づくり推進事業は、医療機関や介護サービス事業者及び地域の支援機関をつなぐ認知症地域連携推進員の配置を引き続き実施するとともに、国において示された認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを踏まえ、認知症初期集中支援チームの設置を検討してまいります。

次に、21 ページをお開きください。認知症予防教室ですが、25 年度に東区と西蒲区、今年度は江南区と南区でモデル事業として実施し、参加者の認知機能の向上など一定の効果が認められたことから、来年度から全市展開を図るものです。

高齢者支援課の説明は以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。最後になりますが、介護保険課お願いします。

(介護保険課長)

介護保険課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは介護保険課所管の主な事業について、ご説明をさせていただきます。事業説明所の 1 ページをごらんください。

はじめに一般会計について、歳入からご説明いたします。金額は記載のとおり、1 億 39 万 8,000 円で前年度と比較して 9,544 万 5,000 円増となっております。これは低所得者の保険料軽減分として、国と県の負担金を受け入れたことに伴うものでございます。

2 ページをごらんください。歳出については、101 億 5,877 万 9,000 円で前年度と比較して 4 億 8,122 万円増、5%増となっております。これは介護保険事業会計への繰出金の増によるもので、保険給付費の増や低所得者の保険料軽減に伴う繰り出しなどが主なもの

となっております。

続きまして、介護保険事業会計について説明いたします。1ページの中ほどが当課分でございます。金額は712億5,262万4,000円で、前年度と比較して18億2,232万6,000円増で、率で2.6%増となっております。

2ページをごらんください。介護保険事業会計の当課分は、710億363万1,000円で前年度と比較して18億174万8,000円増、率にして2.6%増となっております。歳入、歳出ともに主な理由は介護サービスにかかる保険給付費の増によるものでございます。

それでは、主な事業について説明させていただきますので、15ページをごらんください。まず一般会計からでございます。

はじめに、介護保険サービス利用料助成事業についてです。低所得など一定の要件にあてはまる方について、介護保険サービスの利用に伴う自己負担軽減のため利用料の助成を引き続き実施していくものでございます。

地域包括ケアシステム推進支援事業につきましては、地域において医療と介護の連携を図る上で重要な担い手となります開設2年以内の小規模多機能型居宅介護、複合型、今回27年度から名称が変わりまして、介護小規模多機能型居宅介護事業者となりますが、こちらに対して経営の安定化を図るため、介護報酬の加算制度を補完し、市独自の支援を行っているものでございます。

続きまして、介護保険事業会計の主な事業について説明させていただきます。21ページをお開きください。

はじめに、介護保険給付費についてでございます。介護サービスを利用するためにかかる費用の9割を保険から給付するものでございます。来年度から始まります第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度は約690億円を計上してございます。

次に、22ページをごらんください。介護支援ボランティア事業についてでございます。65歳以上の高齢者を対象に、介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、その活動時間に応じ、年間5,000円を上限とする換金できるポイントを付与させていただくものでございます。介護予防及び高齢者の社会参加の支援を図ることを目的とした「にいがた元気力アップ・サポーター制度」として、平成24年度から秋葉区、南区でモデル実施を行い、25年10月から全市展開を行っております。昨年12月末現在で1,221名がサポーターとしてご登録をいただき、ボランティア活動に参加していただいているところでございます。平成27年度も引き続きサポーター登録者を募り、より制度の周知を図ってまいります。

次に、介護相談員派遣事業についてでございます。特別養護老人ホームなど、介護サービスを提供する場に相談員を派遣し、利用者の疑問や不安の解消など必要に応じて事業者に改善を求めるなどサービスの質の向上を目指し、現在20名の相談員の派遣体制をとっております。平成25年度から公募による募集を行っており、平成27年度も増員を予定しているところでございます。

以上で、当課所管の主な事業について説明を終わります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。ただいま各課から説明を受けました。この後は委員の方々からご質問をお受けしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

(野本孝子委員)

野本です。ひとつお聞きします。こども未来課で、ひまわりクラブの新年度の体制の件です。報告にもありましたけれども、6年生まで拡大されるということで施設の増設や指導員も増やさなければならぬというところで、さまざま募集をかけているけれども、なかなか苦戦しているというような話もありました。実際、明日明日ひまわりクラブを始めなければいけないんですけれども、指導員の体制の確保はどうなったのでしょうか。

(丸田秋男委員長)

こども未来課長、どうぞ。

(こども未来課長)

指導員につきましては、現在市内のおおかたの部分を市社会福祉会協議会に指定管理していただいております。指導員の確保につきましては、社会福祉協議会で取り組んでおります。退職者補充も含めまして、今年度は40人ぐらいの指導員が必要になりますけれども、先月の状況によりますと、大体18人ぐらいの確保がまだということをお伺っております。18人分につきましては、日ごろから代替要員ということで正規指導員200人に加えまして、500人ほどの臨時職員がいらっしゃいますので、この体制の中で当面の間やりくりをしていくということをお伺っております。また、補充については引き続き取り組んでいくということをお話を伺っております。

(丸田秋男委員長)

野本委員、よろしいでしょうか。ご意見ございますか。

(野本孝子委員)

臨時職員の方ですが、私は社協にお聞きしたら交通費、通勤手当が1日上限、最高200円ということで、遠いところからはとても通えないというようなお話があって、臨時職員が500人いらっしゃるということも、ひまわりクラブに近い臨時職員としては補充できるけれども、こちらから通勤していくというかたちでの補充はなかなか難しいと言われておりました。大変心配していますが、それはいかがでしょうか。

(こども未来課長)

通勤手当分を含めまして、指導員の待遇改善については、私どもも今後も検討を続けていかなければならないと考えております。そうした点で、いわゆる職員等の待遇改善につきましては、市の臨時職員におきましても、通勤費の改善があったと聞いておりまして、それらを参考にしながら今後検討して、なるべく待遇改善が図れるようなかたちで、われわれも取り組んでいきたいと考えております。

(野本孝子委員)

ひまわりクラブは、働く家庭にとってみるととても大事なところで、子どもの成長や安全を守ることが大事なので、指導員が不足して困るなどというような事態がおきないように、ぜひご努力いただきたいと思っております。

(丸田秋男委員長)

よろしく願いいたします。

(こども未来課長)

いただきましたご意見も含めまして、私どもも努力してまいりますので、皆さん方からもご支援いただける部分がありましたら、よろしく願いいたします。

(丸田秋男委員長)

ほかにいかがでしょうか。質問はありませんでしょうか。

この議事については、ここで終わりにさせていただきます。また、ただいま説明がありました各課の説明に対しまして、委員の方々からご提言があるようでありましたら、お手元の意見提出用紙により事務局まで提出をいただければと思います。

次に、報告に入ります。専門分科会での意見についてです。事務局から説明を受けます。なお、先ほどと同じように委員の方からの質問につきましては、各課の説明がすべて終わりましたからお受けをいたしますので、よろしくご協力をいただきたいと思います。では、事務局、お願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課です。私から民生委員審査専門分科会についてご報告させていただきます。はじめに、これまでの経緯なども含めてお話しをさせていただきます。この審議会では特に重要な事項を除き、専門分科会の決議をもって、審議会の決議としております。これまで専門分科会での審議経過などはホームページ等では公表しておりましたが、全体会での報告はこれまででは行われておりませんでした。前回の全体会において、そうした審議状況

についても委員間で共有すべきではないかというご意見をいただきましたので、今回から専門分科会での審議状況等を全体会で報告させていただきます。

本日は、昨年8月の全体会以降に行われました専門分科会の状況についてそれぞれ所管課より報告させていただきます。

はじめに、福祉総務課が事務局となっております民生委員審査専門分科会の審議事項は、民生委員の選任にかかる審査を行うこととされております。昨年の全体会からこれまでの間に随時民生委員の欠員補充にかかる審査を書面において行っていただいて、その結果として合計20名の方が厚生労働大臣から委嘱を受けた状況でございます。福祉総務課からは以上でございます。

(丸田秋男委員長)

障がい福祉課、お願いします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課です。障がい福祉課におきましては、今年度第3次障がい者計画の策定年度ということで、障がい者施策審議会を5回、社会福祉審議会の障がい者専門部会を1回開催し、委員の皆様から計画についてご意見をいただきました。なお、第3次障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項で市町村において策定が義務づけられた計画となっております。

この計画の理念は障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を目指すとし、今後の本市の障がい者施策の基本方向を定めるもので、6年の計画となっております。

なお、皆様のお手元に計画をお配りさせていただいております。ここで、計画の概要を少し説明させていただきたいと思っております。お配りしました冊子の4ページの構成図をごらんください。

基本理念に基づきまして、網かけがかかっている部分ですが、6つ設けております。今回の計画の各論のうち、前回の計画から大きく見直した部分を説明させていただきます。

各論3、療育・教育の充実では、国のインクルーシブ教育に向けた動きに合わせまして、内容を見直しております。

また、各論の4、雇用促進と就労支援では、障害者雇用促進法の改正や障害者優先調達推進法の制定を踏まえ、内容を見直しております。

各論5の生活環境の整備では、障害者基本法の改正を踏まえ、(4)に新たに防犯・障がい者トラブルの防止及び被害からの救済という項目を追加しております。

各論6の障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進では、障害者差別解消法の制定や現在当市で検討しております「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」を踏まえ、見出しを啓発広報活動の推進から障がいを理由とした差別の解消

及び権利擁護の推進に見直し、(1)として障がい理由とする差別解消の推進を加えております。

11月5日に開催されました障がい者専門分科会で出された意見は、どのように反映されたかにつきまして、分科会委員の皆様はじめ、委員の皆様はこの場を借りてご報告をさせていただきます。

資料2をごらんください。専門分科会でいただきました主な意見と市の考え方をまとめたものでございます。表の見方としましては、左から番号、計画案の記述、次に分科会で出された主な意見、その次が意見に対する市の考え方、一番右が計画の修正の有無となっております。分科会では第2次計画の振り返りをしまして、その後第3次計画の骨子のうち、4つのポイントに絞ってご意見をいただきました。委員の皆様からいただいたご意見のうち、計画に反映した意見を中心に説明させていただきます。なお、冊子ですが、意見をいただき、修正をした部分には網がけがしてありますので併せてごらんいただきたいと思っております。

資料2の、第2次障がい者計画の振り返りの部分では、就労継続支援B型事業所を利用する方の仕事をどのように生み出していったらいいかわからないという話があるので、その開発に取り組むべきというご意見をいただいております。それにつきましては、計画の33ページが一番下、網がけの部分になります。「福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います」と明記いたしました。障がい者の施設の工賃増額につながる情報も含め、さまざまな情報を提供していきたいと考えております。

資料2の2ページ目です。第3次計画の骨子に対して出された意見として、番号3の意見になります。「基幹相談支援センターの役割をきちんと計画に明記すべき」という意見がございました。これは先ほどもご説明いたしましたが、基幹相談支援センターについては、4月1日から機能を強化し、設置することとしておりますので、計画では18ページの網がけ部分になります。従来の記載に加え、網がけの4行目になります。「当センターでは、地域移行・地域定着に関すること、相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、差別解消などにも取り組みます」と明記し、内容を追加させていただいております。

次に、資料2の4ページでございます。先ほどの1番の意見と同様に、障がい者施設の商品開発に関する意見やA型への移行についての意見が出されましたので、33ページにいただいたご意見を追加しております。

次に、資料2の6ページの8番の意見です。これにつきましては、「権利条約、差別解消法、虐待防止法など国の動きを計画にきちんと明記したほうがいいのではないか」というご意見を踏まえまして、計画では1ページになりますが、計画策定の趣旨の網がけ部分で国の動きなどを記載させていただいております。

以上が、いただいたご意見を計画に反映させた部分になりますが、計画に反映していない意見につきましても、関係課と情報共有を図り、今後の施策に反映させていきたいと考

えております。以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。分科会の会長さん、補足はありますか。

(鷲山和雄委員)

特に問題はありません。よく反映していただいたと認識しております。ただ、今回こういふかたちで会議の論点、どういったことが話し合われたかということはどういふかたちで計画に反映されたかをきちんと整理していただきましたのでありがたいと思っております。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続きまして高齢者支援課、お願いします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課でございます。高齢者支援課所管の高齢者福祉専門分科会においては、第6期介護保険事業計画と一体的に策定する新潟市高齢者保険福祉計画について、5回にわたりご審議をいただきました。委員の皆様からは地域包括ケアシステムの理念についてのご理解をいただけたものの、医療、介護人材の確保や現に在宅介護の継続に難渋しているケースへの対応など、厳しい社会状況を市民の皆様にご理解いただくことが必要などのご意見をいただき、その旨の表記を加えるなど、計画の内容に反映をいたしました。

また、先ほどの予算説明でも申し上げましたとおり、平成23年度からの広域型特別養護老人ホームをはじめとする集中的な施設整備の完了と、地域包括ケアシステムの構築という指針を踏まえ、6期における施設整備に対する方向性をわかりやすく記載すべきとのご意見を受け、その旨の章立ても行ったところでございます。今後は、この計画の内容をより分かりやすく、市民の皆様方にご理解いただけるようにさまざまな機会をとらえて説明をしてみたいと考えておるところでございます。

高齢者支援課からは以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。分科会の副会長は私が兼ねておりますけれども、委員の方々が大変活発な意見をいただきました。また、介護が必要な市民が置かれている状況に対する厳しい認識も委員から届けられまして、事務局からも担当をすぐ高齢者支援課や介護支援課からは最大限その意見を反映していただいたことにつきまして、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

私からの補足は以上であります。

最後にこども未来課、お願いいたします。

(こども未来課長)

当課所管の児童福祉専門分科会についてご報告をさせていただきます。児童福祉専門分科会につきましては3回開催しておりまして、3回目におきまして児童福祉法の規定によりまして、保育園等を開設する場合には社会福祉審議会の意見を聞くということになっておりまして、このたび3つの保育園、小規模保育、小規模保育事業ということで、これは利用定員6人以上19人以下になりますけれども、この3園、合計6園の認可申請がございましたので、認可するに当たりご意見をいただきました。委員からは認可について賛成とのご意見をいただいております。

報告は以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。分科会の会長さん、補足がありますでしょうか。補足がありましたらお願いいたします。

(本間則昭委員)

私からは特にありません。今のお話のとおりで、ぜひ充実した方向でお願いしますということでありました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。

ただいま説明を受けましたことにつきまして、各委員からご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(小林義昭委員)

小林と申します。第3次障がい者計画について、これは要望ですが、確かに、立派な6年計画がつくられているわけですが、例えば、スポーツの共有とうたわれても、市の既存の基幹施設の中でバリアフリーがなかなか入れないことがあるわけです。その管理となれば区役所ごとの管理になって、区役所によって、施設によっては課が違うわけです。これは大変でも、障がい福祉課が音頭を取って全部の施設を一挙にバリアフリーにするのは100%できないことですから、この施設はこういうかたちにして、これはこういうふうにしたいと、総合計画みたいなものをつくらないと、私は16年議員をやって、基幹の公共施設でバリアフリー化が進んだのは陸上競技場のわずか点字ブロックがされただけですから、私の坂井輪地域は60,000人もいて、基幹のコミュニティハウスもエレベーターもないから、車いすの方も2階に会議があったらというのは4人掛かりで乗せたまま階段を上がって

かなければならない。これはどうするのかといたら、障がい福祉課がこういう立派なものをつくるなら、そういうところをまず音頭を取って、そして役所として考え方をまとめてこの部分は我慢してもらおうとかというのをしないと、なかなか担当課に任せてはいつになっても進まないと思うんです。

もう1点は、私自身も高齢者部会で、今の課長の説明ですと第5次介護計画事業は今ちようど終わるわけです。6次に入るわけですがけれども、少なくとも介護度4、5の方の入所がいいか、それとも在宅がいいかというのが別問題としても、入所は今よりもっと上限が厳しくなると入れないという認識をしてもらおうという、そういう計画でつくってしまったわけですから、社会福祉審議委員の皆さん方も一人一人、これをつくるときの一定の、責任というか、審議は高齢者部会や介護保険を計画する審議会、計画委員に任されたとは言いながら、私は議員をやっていると相談が来る。「これは、何とか入れないのか。」というかたちが、少なくとも老々介護と思われるような4、5の方が500人もいるわけですから、その全体にしても500人程度いるのではないか。こういう実態をわかりやすく、言葉だけでなく、本当の意味でわかりやすく、市は説明をするだけの、「これこれ、こういう理由で、こういう選択をした」という説明をしていただかなければならないと思うのです。これは意見です。

(障がい福祉課長)

わかりました。

(丸田秋男委員長)

障がい福祉課から現状の認識、今後の方向性等についてお考えがありましたら、ご説明をいただけますでしょうか。

(障がい福祉課長)

公共施設のバリアフリーにつきましては、現在新規の施設につきましては県の福祉のまちづくり条例とバリアフリー法に基づいて、各課がしっかり対応しているものと思っております。

既存の施設については、予算の関係もありまして、小林委員のご意見を受けて一昨年公共施設の中でバリアフリーになっていない部分の調査、各課へ予算要求に当たってはそういう視点も持って予算要求をしてくださいということで通知をさせていただいているところです。数も多く、老朽化している施設も多くて、現状では障がい福祉課で計画を立てて開始するということには至っていないということでございます。

今後も各課と連携、協力しながらバリアフリーが進むように努めていきたいと考えております。

(丸田秋男委員長)

小林委員、よろしいでしょうか。

(小林義昭委員)

そういったって、結局何も進まないのです。障がい福祉課がそのための庁内のプロジェクトをつくって、検討組織を少しでもつくって、「この部分は勘弁してくれ」、「ここは最低限何年がかりでしましよう」という計画をつくるという組織を立ち上げないうちは、通達文書を何回出しても改善がされないできたわけですから、今までできなかったことはどうしてかということからもう一步、財政とも、取りあえずからんでくるわけですから、市がどういう選択をするかということですから、もう少し本格的な議論の場をつくらないと進まないと思います。

(丸田秋男委員長)

ここは小林委員から市に対しても、委員の立場から強い要望があったということで受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

2点目はいかがいたしましょうか。趣旨は、この審議会の委員の皆様に対する投げかけと言いますか、メッセージも含まれておりました。高齢者支援課長からコメントがございませうか。

(高齢者支援課長)

小林委員からは審議会の中でも再三にわたり、今のようなご意見をいただきまして、私どもも地域包括ケアシステムを市民の皆様のところの説明をする際に、そのようなご不安の声を多く受けとめており、これからシステムの構築に向けて具体的な一步を踏み出すこととなりますので、また、今回の施設整備に対する施策を、地域包括ケアシステムの構築がどれだけ進むかということ踏まえながら、次期計画の策定につなげていくというかたちで進めていきたいと考えております。

介護に携わっていらっしゃる方、介護されている方の状況につきましては、今後も引き続き状況把握に努めてまいりたいと考えております。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。私から言葉を添えれば、小林委員の言葉をお借りすれば、在宅で大変ご苦勞をいただいている介護が必要な方々、それを介護していただいているご家族の方々が今どのような状況に置かれているかということについて、審議会の委員の方々がより理解を深めていただいて、新潟市の施策においてどう取り組んでいけばいいのかという観点から、ぜひより深いご理解と、今後の市政の方向性に向けて意見をお届けいただけるようなお願いを、私の立場からさせていただくことで、小林委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告の2と3に移りたいと思います。「(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」について、及び障がい者手帳の統一について、障がい福祉課長からご報告をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

現在当課で検討を重ねております「(仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」について、先にご報告をさせていただきます。

資料3をごらんください。1ページ目の左側が9月時点でのスケジュールで、右側が今回見直した後のスケジュールとなっております。左側のスケジュールでは、9月から12月まで4回にわたり、条例のたたき案を検討した後に、2月に最終の検討会を開催し、27年6月議会に条例の上程を予定しておりました。しかし、条例のたたき案ではさまざまな論点で、活発な議論がなされたことから、右側の見直し後のスケジュールになりますが、16回2月までのたたき案について、6回にわたり検討を重ねてきました。

今後のスケジュールといたしましては3月を最終とりまとめの作成期間とし、4月に最終とりまとめについて議論をいただき、その後パブリックコメント、法制課審査を経て、9月議会に条例案を上程したいと考えております。

なお、条例の全面施行は施行に向けた周知、準備期間が少し短くなりますが、障害者差別解消法の施行日と同様、28年4月1日として変更はしないことと考えております。

2ページ目でございます。こちらが先ほど6回にわたり、たたき案について議論をいただいた条例検討会における主な論点とまとめの部分になります。上から順番に少し説明をさせていただきますと思います。

「(1) 前文について」です。当初の事務局が提案しました条例のたたき案では、前文は盛り込んでいませんでした。しかし、悪質な差別について勧告や公表を条例では規定しようということになっております。検討会ではこの条例の基本理念は障がいに対する市民の理解、話し合いによる解決であることとしており、それを明らかにするために前文を盛り込むべきというご意見から前文を新たに設け、前文では障がいのある人の差別感や生きづらさを解消するため、障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、話し合いにより互いの立場を理解することを基本理念とするという部分を加えております。

次に、「(2) 民間事業者に対する合理的配慮の不提供を法的義務・努力義務規定のどちらからにするかについて」ですが、民間事業者に対する合理的配慮の不提供、いわゆるする差別ではなく、しないことによる差別で、これをどうするかという部分について、合理的配慮につきましては、過度な負担にならない場合という条件があるにもかかわらず、努力義務とした場合、障がいのある人の生きづらさの原因となっている誤解や偏見をなくすための話し合いのテーブルにつかないことが想定されることから、検討会では法的義務とす

べきということになっております。ただし、法的義務とした場合でも、民間事業者に対して条例に従うように強制するのではなく、話し合いにより相互理解を深めていくことで解決するというのを優先したいということでございます。

次に、「(3) 一般私人（隣人・家族など）の差別を条例の対象に含むかについて」です。一般私人の差別を条例の対象に盛り込むかについては、一般私人の行為や個人の思想、言論については、条例により規定することが適切でないと考えられることから、対象にしないこととします。なお、一般私人（隣人・家族など）で差別があったという話があった場合には、相談機関ではきちんと対応し、必要に応じ、他の適切な機関を紹介することとしたいと思います。例えば隣人間の差別については、自治会などを通じた周知啓発で改善を促したり、家族間の差別については多くは虐待に当たることが考えられるため、障がい者虐待防止センターなどで対応していきたいと考えております。

次に、「(4) 合理的配慮の発生要件について」です。合理的配慮の発生要件については、法律では「障がいのある人から意思表示があった場合」とされています。これは本人の意思の尊重、また意思表示のない場合まで義務化するのはいかなるものかという観点から限定しているのですが、検討会ではこの部分についてさまざまな意見があった中で、最終的には合理的配慮は、障がいのある人からの意思表示があった場合だけではなく、周りの人がその必要性に気づいた場合も提供されるべきというふうに考え、条例案では意思表示という発生要件を除いて、「障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合」というふうにしようということになっております。

また、合理的配慮の内容の確定に当たっては、障がいのある人の意向を十分尊重する必要があることから、「何人も合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません」と規定することとしております。

「(5) 条例の実効性の確保について（助言・あっせん、勧告、公表）」です。この条例は話し合いにより、互いの立場を理解することを基本理念としていますが、話し合いでは解決できないようなケースも想定されることから、助言・あっせん、勧告、公表を条例を盛り込むことで、実効性を確保することとしています。合理的配慮が法的義務とされる事業者に対する支援策としましては、相談事業者は事業者の差別に関する相談に応じるとともに、助言・あっせんについては、差別を受けた方だけではなく、差別を行ったとされた事業者も申し立てができることが可能としております。

また、勧告、公表については、差別を行ったと認められる場合で非常に悪質な場合に限り、行うこととしたいと思っております。なお、公表については、公表される方の社会的評価や信用を損なう恐れがあるため、手続きを慎重に行う必要があるというご意見を受けまして、公表までに弁明の機会を3回設け、十分な改善の機会を取りたいと考えております。

また、先行して条例を制定した自治体はいくつかありますが、その多くは勧告、公表の規定を設けておりますが、実際に勧告、公表まで至ったケースはなく、検討会の中でも実

効性を確保するために規定すべきという意見が多く出ていました。

次に、「(6) 罰則について」です。罰則により差別をやめさせても、互いの立場への理解にはつながらない。話し合いを通じて、互いに理解しあい、協力し合い、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、罰則は設けないということとしております。

次に、4ページになります。条例案の概要になります。前文をはじめとした条例に盛り込まれる項目が整理してあります。この項目に沿って、今後条文を精査していくということになります。

また、今後最終とりまとめりがまとまった後には、改めて皆さんにご意見を承りたいと思っております。

引き続きまして、資料4でございます。新潟市で発行する障がい者手帳の統一についてです。現在、障がい者手帳につきましては、手帳の種類ごとにカバー、台紙の色が異なっております。精神の団体から言われたのですが、手帳の色で精神障害者保健福祉手帳とわかることに抵抗があるというご意見を受けまして、県から色を統一することについて提案がありました。今回県と共同し、新潟市においても4月からカラーを、身体障害者手帳のカラーに統一したいと考えております。

具体的に、カバーはすべて青色、台紙はすべて薄いピンクとなります。なお、記載内容の変更はございません。切り替えは、新規からということになりますが、既に手帳をお持ちの方については更新、再発行時に切り替えたいと思っておりますが、ご希望があれば随時切り替えていきたいと考えております。説明は以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問がありましたらお受けをいたします。いかがでしょうか。小林委員、お願いします。

(小林十三子委員)

小林です。ただいまの障がい者手帳の部分ですけれども、県と共同で新潟市で発行すると言われました。これは、全国で同じではないということですか。

(障がい福祉課長)

全国、同じではないです。新潟市民は新潟市が発行しておりますし、新潟市外の県民の方は新潟県が発行していることになります。

(小林十三子委員)

発行の内容はいいんですけれども、カバーの色は各県でみんな違うわけですか。

(障がい福祉課長)

違うようでございます。

(小林十三子委員)

県外に行ったらわからないということですよ。わかりました。

(丸田秋男委員長)

ほかにいかがでしょうか。条例の策定につきましては丁寧にご説明をいただきましたので、質問がありますでしょうか。私から、本当に基本的なことではありますが、先ほど課長から条例案につきましてはとりまとめを行った後に各委員から意見を伺いたいということでありましたが、具体的な方法について今日お示しいただけることがありましたらお願いいたします。

(障がい福祉課長)

期間もございますので、パブリックコメントの期間にとりまとめを郵送させていただきます。ご意見をいただければと思っております。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございます。ぜひ、お願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。小林委員、お願いいたします。

(小林十三子委員)

今の件ですけれども、障がい者福祉専門分科会だけですか。それとも、全体にということですか。

(障がい福祉課長)

大きな話なので、全員にお配りさせていただければと思っております。

(小林十三子委員)

従って、社会福祉審議会自体は、このころに設けられると考えてもよろしいんですね。

(障がい福祉課長)

郵送でご意見をいただきまして、いただいたご意見の結果につきましてはこの会になるか、どうかたちになるかはわかりませんが、ご報告させていただければと思っております。

(丸田秋男委員長)

よろしいでしょうか。新年度の全体会の中で改めて審議をするということではなく、今お示しがありましたスケジュールの中で各委員の方々に郵送で意見を求めるという手順でいきたいということでありましたので、どうぞご理解をいただければと思います。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。順調に進みまして、1時間ほどでここまでまいりました。

それでは、ただいまの報告2と3については、これで終わりにしたいと思います。私に与えられた任務は以上を持ちまして終えることができましたので、全体会議についてはここでいったん終了をさせていただきたいと思います。ご協力いただきましてありがとうございます。

(司会)

丸田委員長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてはご審議をさせていただき大変ありがとうございました。

最後に、佐藤福祉部長よりごあいさつがあります。

(福祉部長)

福祉部長の佐藤でございます。本日は年度末のお忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には日ごろより新潟市の福祉行政に多大なるご協力をいただいていることをこの場を借りましてお礼申し上げます。

今年度は最後ということでごあいさつを申し上げますが、今年度当初の全体会の中でもごあいさつをさせていただいたと思いますが、新潟市にとりまして、今年度は合併して10年という節目の年に当たっております。10年が過ぎるということで、合併建設計画が終わり、総合計画も終わるということで、来年度からの新たな総合計画について、今年度にしっかりつくらせていただきました。

背景となっておりますのは、超高齢・超少子という福祉にかかわるトレンドがございます。総合計画もそういった視点を充分に入れてつくらせていただきました。

また、福祉関係で申しますと、今年度各種計画をつくる年にたまたま当たっております。地域福祉計画、子ども・子育て支援新制度計画、先ほど説明がありました障がい者計画、介護保険、高齢者福祉の計画等、市全体の総合計画の下部計画という位置づけにもなりますが、それと連携しまして、各委員のご協力を得ながらつくらせていただきました。来年度以降、新たな総合計画を中心に施策展開を図ってまいります。

今日の報告にもございましたが、例えば地域包括ケアについては今年度構築元年ということで位置づけてモデル事業など取り組んでまいりましたが、10年後を見据えまして、しっかりとした体制を整えていかなければならないということがございます。

また、子ども・子育ての部分につきましては、大きな変更があるということで、来年度

以降も新しい体制で、どのような問題が生じてくるのかといったことについて皆様からの御知恵も拝借しながら取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、障がい福祉課から先ほどありましたが、条例のお話はわれわれもかなり大きな条例だと思っております。市民の皆様とにかく理解していただくかといったところが一番重要だと思っておりますので、今後も引き続き社会福祉審議会の委員の皆様にはご協力を賜りたいと思っております。

本年度は、本当にありがとうございました。またよろしく願いいたします。

(司会)

最後に事務局よりご連絡をさせていただきます。今ほど福祉部長よりお話がございましたが、本年度作成いたしました福祉部所管の計画につきましては現在冊子として納品されていないものもございますので、後日皆様にお届けさせていただければと思っております。

以上で、平成 26 年度第 3 回新潟市社会福祉審議会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。